

除排雪はルールを守りみんなの手で

自らの地域を自らで守るという住民意識をもち、自ら進んで地域ぐるみの除排雪をしましょう。

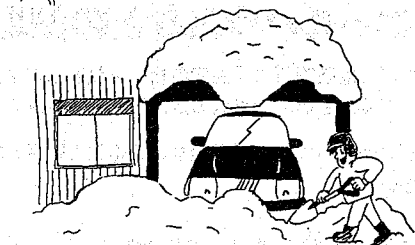
厳しい降雪に打ち克つためには、互いを思いやる地域連帯による除排雪作業が一番効果があります。

市民のみなさん、つぎのことにご理解、ご協力をお願いします。



- 路上での駐停車のために除雪車が作業できないことがあります。ただでさえせまい雪道、冬期間の駐停車は自粛しましょう。なお、違反者には警告書を貼り強制撤去をすることがあります。

- 機械除雪をおこなうことにより各戸出入口や車庫・駐車場をふさいでしまうことがあります。お手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。



- 道路に雪を捨てることにより多くの人に迷惑がかかります。屋根や敷地内の雪を道路へ出さないようお願いします。やむをえず道路上へ仮置きする場合は、市又は土木事務所に連絡のうえ、すみやかに除去してください。

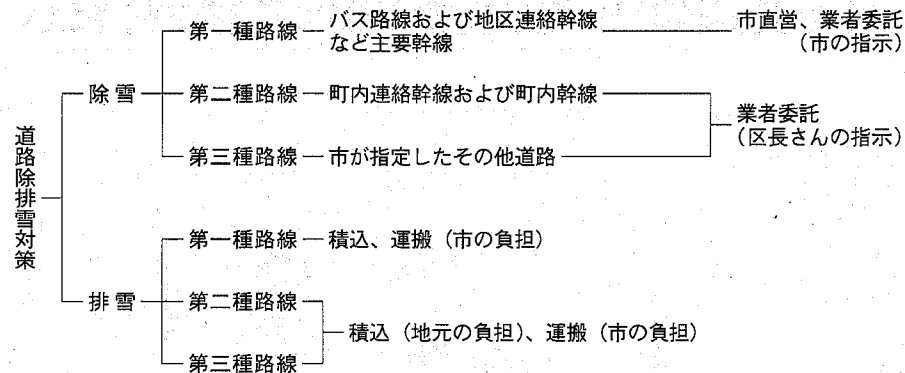
- 排水路・中小河川に雪を捨てることにより、水害を引き起こすことがあります。秩序ある排雪に心がけましょう。

- 町内のせまい道路は、除雪車による除雪が不可能です。地域ぐるみで、一致協力して積雪時の対応を講じるようにしてください。

- 道路と段差がある出入口に置かれてある鉄板や木材等は除雪の障害となります。交通事故を誘発する原因にもなりますので撤去してください。

新津市の道路除排雪対策のあらまし

道路の除排雪については、毎年度計画を定め、スムーズな交通確保を基本とした除排雪を積極的に推進しています。



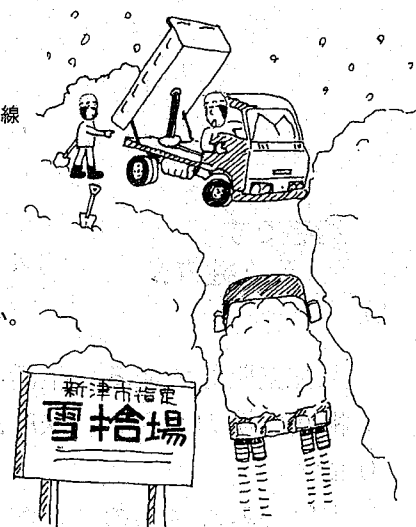
※排雪を実施する場合は、地元区長さんと協議いたします。

- 除雪をしない路線は次のとおりです。

1. 道路幅が2.70m未満の道路
2. 堆積幅がなく除雪機械が雪の運搬をともなう路線
3. 住家が連担していない路線
4. 除雪により被害が予測される路線
5. その他、前記に類する路線

- 雪捨て場所を下記の5箇所に指定しました。立札で明示しておきましたので、ご利用ください。

1. 新町三丁目(下興野橋上流能代川左岸)
2. 川口(川口バス停前能代川左岸)
3. 荻島(大島橋下流能代川左岸)
4. 大関(島崎橋上流右岸)



- 消雪パイプの運転休止について

消雪パイプについては、14時～15時・16時～17時の2時間の運転休止時間帯が設けられています。

運転休止時間後、多少シャーベット状の雪が残ることがありますが、ご協力くださるようお願いいたします。